

(事例17) 55歳男性、陶芸家、じん肺のため粉塵作業禁止

類型	症候	疾患
1	7. 自覚症状のないレントゲン異常	5. じん肺

きっかけ	<input checked="" type="checkbox"/> 健康診断の有所見	<input type="checkbox"/> その他の機会
1. 対象者のプロフィール 1) 年齢、既往歴 55歳 男性、肺結核 2) 業種、作業内容 陶芸家		
2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など じん肺		
3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など 要就業制限 粉じん作業を避ける(制作も現状程度にとどめる) こと		
4. 事例の詳細(背景、経緯、特に考慮した事情など) 以前築炉作業に従事していた。職場が変わった後の定期健診にてじん肺の所見を認めたため、定期外として申請。管理3イとの判定となった。		
5. 就業制限・配慮の主な目的(複数回答可) ① 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため		
6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えてください		